

児 童 手 当

1	趣 旨	1
2	支給対象者	1
3	支 給 額	3
4	提出書類	4
5	児童手当の通知文集	
○	児童手当制度の改正について (H18. 5. 1)	6
○	児童手当制度の改正について (H19. 4. 11)	7
○	児童手当の認定に関する質疑応答 (平成18年4月教育政策課)	8
○	平成19年度制度改正に関する質疑応答 (平成19年5月教育政策課)	10

親権の有無は問わない。

監護の有無は、請求者と児童とが同居しているかどうかには直接かかわるものではなく、勤務、修学、療養等の事情により同居していなくても、監護があると認められる場合もある。

(注3) 「一定の生計関係」とは、請求者と支給要件児童との身分関係によって次のような取り扱いがなされる。

1 請求者がその児童の父又は母である場合には、「生計を同じくする」ことが要件とされる。

※ 「生計を同じくする」とは、請求者と児童との間に生活の一体性があることをいい、請求者と児童とが同居しているかどうかには直接かかわるものではなく、別居していても、請求者と児童との間で生活に要する金品の送付が継続性をもって行われており、かつ、別居の事由が消滅したときは、再び起居を共にすると認められること等生活が一体性をもって行われていると考えられるものであればよい。

2 請求者がその児童の父母でない場合には、「生計を維持する」ことが要件とされる。

※ 「生計を維持する」とは、児童の生計費の大半を負担していることをいう。生計を維持するための資金は、必ずしも請求者本人の資産や所得である必要はなく、その者が他から仕送りを受けたものや、又は生活保護等の公的給付を受けたものでも差し支えない。

(注4) 「所得」とは、前年の所得（ただし、1月から5月までの月分の児童手当については、前々年の所得）をいい、請求者本人の所得のうち課税の対象とならない所得（例えば、児童手当、通勤手当の一定額等）を除いたものをいう。

なお、所得の額は、次の方法により算定された額をいう。

1 所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税の係る総所得金額（みなし法人課税の規定の適用を受ける者については、その規定の適用を受けないものとして算定した総所得金額）、退職所得金額及び山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額並びに短期譲渡所得金額の合計額から8万円を控除した額

2 上記1の市町村民税について、次の控除（所得控除）を受けた者については、それぞれ次に掲げる額を1によって計算した額から控除した額

別紙 「児童手当受給者の所得控除額表」参照

(注5) 「一定の額」とは、所得税法に規定する請求者の控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）で前年の12月31日（1月から5月までの月分の児童手当につい

ては、前々年の12月31日)において生計を維持したものの有無及び数に応じた、「児童手当受給者の所得限度額表」に記載した額をいう。

なお、この場合の扶養親族等には、請求者本人の親族に含まれない児童のうち、請求者本人の親族であったならば、当然、請求者本人の所得税法上の扶養親族となったはずであった児童を含むものとする。

また、請求者本人の親族である児童のうち、請求者の配偶者等の扶養親族となっている者、児童の所得額が一定の額を超えるため所得税法上の扶養親族となれなかった者等を除くものとする。

3 支給額 【児童手当法第6条、第8条及び第9条】

児童数	月額
第1子	5,000円
第2子	5,000円
第3子 以降	10,000円

※ただし、第1子及び第2子のうち、3歳未満の児童にあつては、5,000円加算

児童手当は、認定請求した日の属する月の翌日(※1)から支給を開始し、児童手当を支給すべき事由が消滅した日(※2)の属する月で支給を終了する。(法第8条2項)

※ 支給の特例により、月後半に児童が生まれた場合、15日以内に認定請求を行えば出生日の属する月の翌月分から手当が支給される。(法第8条3項)

また、月の初日に出生し、15日以内に認定請求を行ってもその月からの支給にはならず、あくまでも認定請求の翌月からの支給となる。(扶養手当の認定とは異なる。)

なお、支給方法は、2月、6月及び10月各給与支給日に支給される。ただし、支給すべき事由が消滅した場合で、等該職員に未払いの児童手当がある場合等は、前記の支払い月でなくても、すみやかに支払われることになる。

2月～ 5月分・・・ 6月給与支給日
6月～ 9月分・・・ 10月 〃
10月～ 1月分・・・ 2月 〃

4 提出書類 【児童手当法施行規則第1条～第4条、第6条～第8条及び第10条】

児童手当に関係のある事実が発生したとき当該職員は、直ちにその旨を給与事務担当者に連絡し、担当者は教育事務所に連絡して該当用紙の配布を受ける。

なお、児童手当の請求、届出等は、すべて校長を経由して教育事務所に提出する。

事由	書類の名称	添付書類	提出期限
出生	児童手当・特例給付請求書	①所得証明書(児童手当用)	直ちに
児童手当を受給している職員の児童が出生等により更に増加したとき	児童手当・特例給付額改定請求書	②職員及び支給要件児童の属する世帯全員の住民票 ③職員と支給要件児童とが別居している場合には当該児童に対する養育の状況を具体的に記載した請求者の申立書	
6月1日現在の現況報告	児童手当・特例給付現況届	④支給要件児童のうち、職員自身の子でない児童のある場合には、父母とその児童との養育関係及び職員が当該児童を監護しかつ生計を同じくすることを記載した住居地区民生委員の証明書	毎年6月30日までに
対象児童が死亡等により減少したとき	児童手当・特例給付額改定請求書	支給要件児童が減少したことを証する書類	直ちに
児童の死亡等により支給要件が欠けたとき	その他		すみやかに
職員又は児童の氏名又は住所が変更したとき	その他	氏名又は住所を変更した者の戸籍謄本(抄本)又は住民票	14日以内
職員が死亡した場合で、当該職員に未払いの児童手当があるとき		職員の死亡が記載された戸籍謄本	すみやかに

別紙

〈児童手当受給者の所得限度額表〉

*平成18年4月現在

扶養親族等人数 (数)	児童手当所得額 (万円)	特例給付所得額 (万円)
0	460	532
1	498	570
2	536	608
3	574	646
4	612	684
5	650	722
以後+1名毎	+38	+38
老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある場合は、上記の金額に1名につき6万円を加算（※限度額が上がる）		

〈児童手当受給者の所得控除額表〉

*平成18年4月現在

市町村民税について受けた控除の種類	控除額
①障害者控除	27万円
②特別障害者控除	40万円
③老年者控除	50万円
④寡婦（寡夫）控除	27万円
⑤特別寡婦控除	35万円
⑥勤労学生控除	27万円
⑦雑損控除	当該雑損控除額
⑧医療費控除	当該医療費控除額
⑨小規模企業共済掛金等	当該小規模企業共済等掛金控除
⑩社会保険料生命保険料控除	一律8万円

○所得額判定方法 (所得額) - (控除額表①～⑨) - 8万円 (控除額⑩)

○ 児童手当制度の改正について（通知）

教政第218号 平成18年5月1日

本庁各課長・各地方機関長・各県立学校長あて県教育長

このことについて、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律（平成18年法律第20号）が平成18年4月1日から施行されたことにより児童手当制度が拡充され、児童手当支給対象児童年齢及び所得制限が引き上げられることとなりました。改正点と留意事項は下記のとおりですので、児童手当支給認定事務の適切な執行をお願いします。

また、児童手当に関するリーフレット等を送付しますので認定業務等に御活用ください。

なお、貴所属職員に対する制度周知については十分御配慮いただき、認定もれ等がないよう適切な指導及び認定を行われますようお願いいたします。

記

1 改正点

(1) 支給対象児童年齢の引き上げ

改正前	改正後
9歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童 (小学校第3学年終了前まで)	12歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童 (小学校終了前まで)

(2) 所得制限の引き上げ

単位：万円

扶養親族等の数	改正前		改正後	
	児童手当所得額	特例給付所得額	児童手当所得額	特例給付所得額
0	301	460	460	532
1	339	498	498	570
2	377	536	536	608
3	415	574	574	646
4	453	612	612	684
5	491	650	650	722

2 制度改正による認定手続等

別紙一覧のとおり

※制度改正による認定（額改定）請求は請求書の「届出の事由」欄に「制度改正分」と明記し、制度改正以外の事由による認定（額改定）請求とは別に請求書を提出してください。

3 制度改正による認定（額改定）請求書の提出期限

制度改正による認定（額改定）請求は、平成18年9月30日までに所属が受け付けたものに限り、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）に溯って支給されます。

○ 児童手当制度の改正について（通知）

教政第75号 平成19年4月11日

本庁各課長・各地方機関長・各県立学校長あて県教育長

このことについて、児童手当法等の一部を改正する法律（平成19年法律第26号）が平成19年4月1日から施行されたことにより、3歳未満の乳幼児に対する児童手当等の額を、第1子及び第2子について月5千円増額することとなりました。改正点と留意事項は下記のとおりです。

また、児童手当に関するリーフレット等を送付しますので認定業務等に御活用ください。

なお、貴所属職員に対する制度周知については十分御配慮くださるようお願いいたします。

記

1 改正点

乳幼児の手当加算

改正前	改正後
第1子及び第2子 手当額 5,000円/月	第1子及び第2子 手当額 5,000円/月 このうち、3歳未満の児童にあつては 5,000円加算。
第3子以降 手当額 10,000円/月	第3子以降 手当額 10,000円/月

2 制度改正による認定手続等

制度改正に伴う額改訂請求書の提出は必要ありません。

また、制度改正に伴う認定事務に変更はありません。

3 制度改正による手当加算額の支給

制度改正による手当加算の対象となる児童については、教育政策課において児童の生年月日により確認し、定期支給月（6月、10月、2月）に平成19年4月分から支給します。

○ 児童手当の認定に関する質疑応答 (一部抜粋)

平成18年4月 教育施策課

I 全般的事項

<問1>

提出年月日、受付年月日、受理年月日とはそれぞれ何を意味するか。

<回答>

提出年月日・・・職員が認定請求書（又は額改定請求書）を提出した日

受付年月日・・・所属が職員から認定請求書（又は額改定請求書）を受け取った日

受理年月日・・・添付書類が提出され審査できる状態と認められた日 *教育事務所で記入

<問2>

支給開始年月・停止年月は何をもって決定するか。

<回答>

支給開始年月は受付年月日をもって決定する。 *受付年月日=提出年月日

支給停止年月は事実発生年月日をもって決定する。

<問3>

支給開始年月は受付年月日をもって決定するとあるが、受理年月日ではないのか。

<回答>

受付年月日である。

例えば、5月1日に出生した児童について、5月中に認定請求書を提出した場合6月分から支給開始となるが、審査すべき前年の所得の確認に関し、前年の所得額証明書は、通常6月から発行されるため、所得額証明書が提出されるのは6月以降となってしまふ。この場合、受理年月日をもって決定とすると7月分からの支給開始となり、不利益が生じる。

こういった不利益が生じないよう、受付年月日をもって支給開始年月を決定することとなっている。

扶養手当、通勤手当、住居手当など、県の給与条例に規定される各種手当は、受理年月日をもって支給年月を決定することとなっているが、児童手当の認定はこれと異なるので注意すること。

II 請求書の書き方

<問1>

支給要件児童欄に児童（18歳に達した日以後の最初の3月31日までにいる子）を全員記入するのは何故か。

<回答>

児童手当の支給対象である小学校修了前までの子の人数ではなく、18歳に達した日以後の最初の3月31日までにいる子の人数により、手当の支給額が決まるため。

<問2>

支給要件児童欄の認定欄の支給開始（停止）年月は、認定請求に係る児童の欄のみ記入するのか。

<回答>

すべての児童の欄に、同じ認定年月を記入する。

*教育事務所で記入

<問3>

職員に関する事項欄の開始・停止コードは。

<回答>

「1」・・・児童手当支給

「2」・・・特例給付支給

「8」・・・児童手当停止

「9」・・・特例給付停止

*教育事務所で記入

<問4>

支給要件児童欄の開始・停止コードは。

<回答>

「1」・・・5,000円を支給される児童

「2」・・・10,000円を支給される児童

「0」・・・手当の支給対象ではない支給要件児童（12歳に達した日以後の3月31日を迎え、18歳に達した日以後の最初の3月31日までにある子）

*教育事務所で記入

支給要件児童欄の開始・停止コードの記入を誤ると、手当が誤って支給されるので、十分確認すること。

○ 平成19年度制度改正に関する質疑応答

平成19年5月教育施策課

<問1>

制度改正による手当加算の対象となる児童は誰か。

<回答>

第1子及び第2子で3歳未満の児童が対象。5,000円加算され、月額10,000円が支給される

(第3子以降については、従来どおり月額10,000円が支給され、加算対象にはならない。)

<問2>

制度改正により、第1子及び第2子で3歳未満の児童については、5,000円加算され月額10,000円となったが、いつまで10,000円支給されるのか。

<回答>

3歳到達月まで支給。3歳に達した日が支給消滅日となるので、支給消滅日の属する月まで支給されることとなる。(3歳到達月の翌月から、自動的に月額5,000円となる。)

(例)平成19年11月に満3歳(平成16年11月生まれ)となる児童は、平成19年12月から月額5,000円を支給。

<問3>

第1子及び第2子で3歳未満の児童は、月額10,000円が支給されるが、請求書様式の「認定欄開始停止コード」は「1」と「2」のどちらを記入すべきか。

*教育事務所で記入

<回答>

従来どおり「1」を記入すること。3歳未満の児童についてはシステム上、生年月日で判断し、自動的に5,000円が加算される。

(注)「2」を記入すると、3歳に達しても10,000円が支給されるので、記入誤りのないように。

<問4>

請求書様式の「児童手当・特例給付月額」欄は、第1子及び第2子で3歳未満の児童の5,000円加算分も含めたところで記入するのか。

*教育事務所で記入

<回答>

記入すること。加算分も含めた実際に支給される月額を記入すること。

【支給算定額の考え方】

	例 1		例 2		例 3	
	実人数	児童手当制度上の取扱い	実人数	児童手当制度上の取扱い	実人数	児童手当制度上の取扱い
18歳に達した日以後の最初の3月31日を迎えた子	1人目の子	18歳以上のためカウントしない	1人目の子	18歳以上のためカウントしない	1人目の子	18歳以上のためカウントしない
12歳に達した日以後の最初の3月31日を迎え、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子			2人目の子	○第1子 コード「0」 手当 0円	2人目の子 3人目の子	○第1子 コード「0」 手当 0円 ○第2子 コード「0」 手当 0円
0歳から12歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子	2人目の子 3人目の子 4人目の子	◎第1子 コード「1」 手当 5,000円 ◎第2子 (3歳未満) コード「1」 手当10,000円 ◎第3子 コード「2」 手当10,000円	3人目の子 4人目の子 5人目の子	◎第2子 (3歳以上) コード「1」 手当 5,000円 ◎第3子 コード「2」 手当10,000円 ◎第4子 コード「2」 手当10,000円	4人目の子 5人目の子	◎第3子 コード「2」 手当10,000円 ◎第4子 コード「2」 手当10,000円
手当月額	25,000円		25,000円		20,000円	

「○」は支給要件児童（18歳に到達した最初の3月31日までにある者。支給要件児童は、支給対象にはならないが、児童手当支給の算定上考慮される。）

「◎」は支給対象児童（12歳に到達した最初の3月31日までにある者。）